利用料金の減免規程

令和5年10月1日

徳島市体育施設条例第10条に規定する利用料金の減免基準を次のとおり定める。 利用料金の減免を受けようとする者は、徳島市体育施設利用料金減免申請書を指定管理者 に提出しなければならない。

徳島市及び徳島市教育委員会(以下、徳島市等という。)が主催する事業(利用料金が予算措置されて全額 減免申請書いる事業を除く。) 徳島市小学校体育連盟及び徳島市中学校体育連盟 が主催する次の行事			
いる事業を除く。) 徳島市小学校体育連盟及び徳島市中学校体育連盟 が主催する次の行事			
徳島市小学校体育連盟及び徳島市中学校体育連盟が主催する次の行事			
が主催する次の行事			
(1) 徳島市・名東郡小学校体操発表会			
(2) 徳島市・名東郡小学校陸上運動記録会 全額 減免申請書			
(3) 徳島市・名東郡小学校水泳検定会			
(4) 徳島市中学校総合体育大会			
(5) 置市記念徳島市中学校陸上競技大会			
徳島市等の共催を得て実施する事業で徳島市等の			
財政支援が必要と認められる事業又は、徳島市等か			
らの資金援助(補助金・委託料等)を得て実施され 半 額 減免申請書			
る事業の遂行のために利用料金の減免が必要と認め関係課の副申書			
られる場合			
(営利を目的とする事業を除く。)			
障害者が次の施設を個人利用する場合に限り、当			
該障害者と介護人1名の利用料金を免除する。 身体障害者手帳			
(1) 徳島市陸上競技場 (MIRAIRO ID の提系	是示で		
(2) 徳島市田宮公園プール 全額 も可)			
(3) 徳島市B&G海洋センタープール 知的障害者療育手帳	ž		
(4) 徳島市B&G海洋センター舟艇施設 精神障害者保健福祉 オー	上手帳		
(5) 徳島市ライフル射撃場			
障害者福祉団体が、障害者 大会・行事等の開催			
の積極的な社会参加を促進 (前後の準備・後片 全額 減免申請書			
するために利用する場合(利付けを含む。) 関係課の副申書			
用料金が補助されている場 上覧以外の利用			
合を除く。) (日々の練習等) 半額			

減免の対象		減免率	必要書類等
徳島市立の学校、幼稚園、信	呆育所(以下 、 学校等		減免申請書
という。)の校舎等の建替えに伴い、授業等に体育施			(申請者は、学校長、園
設を利用する場合			長、所長。クラブ等から
(利用料金が予算措置されている場合を除く。)			の申請は不可)
市民運動広場を義務教育課程	程までの者が平日に利	半額	
用する場合で特別な理由が有る	十二铁	减光中调音 	
徳島市をホームタウンと		5分の3	
するプロスポーツチームの	試合	に相当	
試合等		する額	 減免申請書
(アマチュアスポーツ以外	上記以外の利用	5分の3) 似光中语音
に利用する場合の適用の利	(練習・ファンクラ	に相当	
用料金に限る。)	ブ活動等)	する額	

上記の外、指定管理者が実施する自主事業及び施設の管理運営において、指定管理者が特に必要があると認めた場合は、次の条件において減免できるものとする。

[条件]

- 1 指定管理料の算定における利用料金収入には反映しないこと。
- 2 利用の公益性、公平性を損なわないこと。

特記事項

- 1 市立体育館の冷暖房設備利用料金について (他の施設で光熱水費の実費を徴収する場合も同様とする。) 実費徴収の意味が強いので減免しない。
- 2 器具、備品の利用料金について 実費徴収の意味が強いので減免しない。
- 3 上記表中、関係課の副申書について 毎年又は隔年に行われる定例的な申請で、内容が明らかに同様と認められる場合は関係課の副申書を省略できる。
- 4 上記表中、市民運動広場の利用における特別な理由 特別な理由とは、次の要件を満たしている場合をいう。

[要件]

- (1) 非営利で運営されているチームであること。
- (2) チームのメンバーが市内の広範囲から参加し地域性が少なく拠点となる練習場が

ない場合、又は、学校の運動場が狭く児童・生徒の活動の調整が困難なため本件施設 を利用する場合、その他これに類する場合であること。